アドバイザー（専門家）派遣事業（社会保険労務士無料派遣）

派 遣 申 請 書

平成　　年　　月　　日

　愛媛県社会福祉協議会会長　様

所在地

法人・事業所名

代表者職氏名

　社会保険労務士による相談援助を下記のとおり依頼します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 担当者連絡先 | 役職名 |  | 氏　名 |  |
| 電　話 |  | ＦＡＸ |  |
| 相談事項該当する項目に☑してください。（複数回答可） | □　人事管理に関すること　　　　□賃金に関すること□　就業規則に関すること　　　　□教育訓練に関すること□　福利厚生に関すること□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 相談の内容（具体的に記入してください。） |  |

※裏面の事前調査項目について記載してください。

社会保険労務士無料派遣　事前調査項目

申込にあたり、事前に下記項目について、ご回答ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 調　査　項　目 | 回　答 |
| 雇用形態別（正職員、パート等）に適用範囲を明確にしていますか。 | は　い　・　いいえ |
| 労働時間について繰上げ、繰下げの規定はありますか。 | は　い　・　いいえ |
| 年次有給休暇の取得手続きが、規定されていますか。 | は　い　・　いいえ |
| 休職期間の通算規定はありますか。 | は　い　・　いいえ |
| 退職願の申出期限はありますか。 | は　い　・　いいえ |
| 退職時の業務引継ぎ規定はありますか。 | は　い　・　いいえ |
| 個人情報保護規定はありますか。 | は　い　・　いいえ |
| セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの防止規定はありますか。 | は　い　・　いいえ |
| 解雇事由を具体的に就業規則に定めていますか。 | は　い　・　いいえ |
| 普通解雇、制裁規定に基づく懲戒解雇を区別して、具体的に定めていますか。 | は　い　・　いいえ |

ありがとうございました。

通信欄

|  |
| --- |
|  |

【申請先】

愛媛県福祉人材センター

　　　　愛媛県社会福祉協議会・地域福祉部福祉人材課

　　　　〒７９０－８５５３　松山市持田町三丁目８番１５号　県総合社会福祉会館２階

　　　　ＴＥＬ　０８９－９２１－５３４４　／　ＦＡＸ　０８９－９２１－３３９８

　　　　Ｅメール　jinzai＠ehime-shakyo.or.jp　／　ＵＲＬ　http://www.11294.net/

アドバイザー（専門家）派遣事業（税理士無料派遣）

派 遣 申 請 書

平成　　年　　月　　日

　愛媛県社会福祉協議会会長　様

所在地

法人・事業所名

代表者職氏名

　税理士による相談援助を下記のとおり依頼します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 担当者連絡先 | 役職名 |  | 氏　名 |  |
| 電　話 |  | ＦＡＸ |  |
| 相談事項該当する項目に☑してください。（複数回答可） | □法人税に関すること　　　　　　　　　□消費税に関すること□源泉所得税又は年末調整に関すること　□経営相談に関すること□財務諸表の見方に関すること　　　　　□日常会計処理に関すること□予算、決算に関すること　　　　　　　□新会計基準に関すること□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 相談の内容（具体的に記入してください。） |  |

【申請先】

愛媛県福祉人材センター

　　　　愛媛県社会福祉協議会・地域福祉部福祉人材課

　　　　〒７９０－８５５３　松山市持田町三丁目８番１５号　県総合社会福祉会館２階

　　　　ＴＥＬ　０８９－９２１－５３４４　／　ＦＡＸ　０８９－９２１－３３９８

　　　　Ｅメール　jinzai＠ehime-shakyo.or.jp　／　ＵＲＬ　http://www.11294.net/

**平成３０年度福祉・介護人材確保対策事業**

**アドバイザー（専門家）派遣事業　申込等フローチャート**

①　派遣申請書類に相談内容等を記入してください。

②　ＦＡＸ又は郵送で、同申請書を愛媛県社会福祉協議会福祉人材課（愛媛県

福祉人材センター）あてにお送りください。ＦＡＸ０８９－９２１－３３９８

③　お送りいただいた申請書を、本会から該当のアドバイザー（専門家＜社会

保険労務士又は税理士＞）に提出します。

④　アドバイザー（専門家）から直接、申込者に日程調整等の連絡があります。

⑤　アドバイザー（専門家）が事業所に出向き、相談・指導を行います。